

石巻市
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画
(平成30～平成32年度)

(概要版)

平成30年3月
石巻市

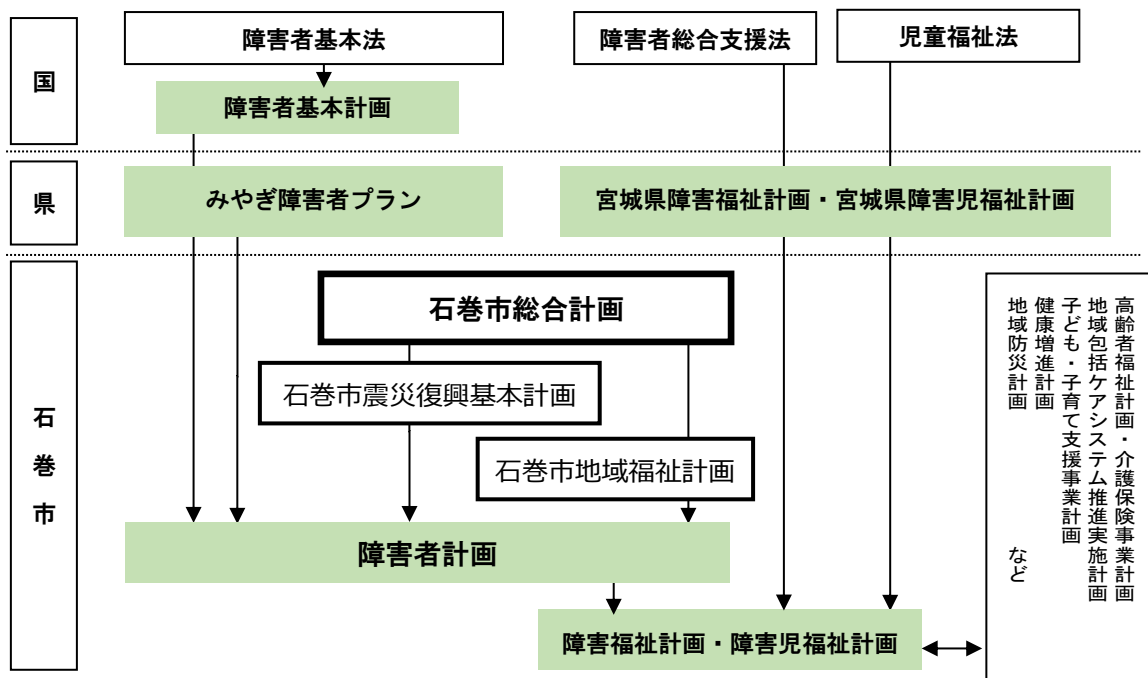
I 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」の理念及び障害者計画の基本的な考え方をもとに、サービスの提供体制の整備を推進するための計画です。日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正により、「障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、第1期障害児福祉計画と合わせて策定しています。

2. 計画の性格と計画の期間

上位計画である「石巻市総合計画」や、東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」、障害者施策の基本的な方向性を示す「第3次障害者計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。



【計画の期間】

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障害者計画（4年間）	第3次				第4次		
障害福祉計画（3年間）		第5期			第6期		
障害児福祉計画（3年間）		第1期			第2期		

Ⅱ 計画の基本的な方向

1. 基本的な視点

平成 29 年度から平成 32 年度までを計画期間とする石巻市第 3 次障害者計画では、基本理念を『共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ』と設定しています。障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

2. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
平成 32 年度末の地域生活移行者数	9 人	入所施設からグループホーム等への移行見込者数
	7.1%	平成 28 年度末の入所者に対する割合
施設入所者削減目標数	0 人	平成 32 年度末段階での削減見込者数
	0.0%	平成 28 年度末の入所者に対する割合

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目 標
⑧保健・医療・福祉関係者による協議の場	平成 32 年度末までに石巻市・女川町圏域で設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目 標
⑧地域生活支援拠点等の整備	平成 31 年度末までに石巻市・女川町圏域で面的な体制（地域の事業者が機能を分担して支援を行う仕組み）を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値	備 考
平成 32 年度の一般就労移行者数	12 人	平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	1.3 倍	平成 28 年度実績に対する割合
平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数	14 人	平成 32 年度末時点での利用見込数
	233.3%	平成 28 年度実績に対する割合
就労移行率が 3 割以上の事業所	1 事業所	平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所数
⑧職場定着率	平成 31 年度 30.0% 平成 32 年度 50.0%	それぞれの年度末における 1 年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目 標
⑧児童発達支援センター	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での設置目標数 1
⑧保育所等訪問支援（利用可能事業所）	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑧重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑧重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑧医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成 30 年度末までに石巻市・女川町圏域で設置

Ⅲ 重点事業

施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 啓発活動、福祉教育の推進

第3次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます 施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進
重点事業	理解促進研修・啓発事業
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

(2) 相談支援体制の確保

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します 施策2-1 相談支援体制の確保
重点事業	相談支援事業
概要	障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します 施策2-1 相談支援体制の確保
重点事業	関係機関相談窓口の周知
概要	訪問、巡回等による相談受付等、相談しやすい体制を構築します。また、当事者の協力のもとで発達障害の啓発リーフレットや障害福祉ガイドブックを作成する等、窓口や制度の周知を図ります。

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します 施策2-1 相談支援体制の確保
重点事業	自立支援協議会の連携
概要	相談支援事業をはじめとする地域における障害者への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす場として、女川町と共同で自立支援協議会を設置しています。

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します 施策2-1 相談支援体制の確保
重点事業	⑧地域生活支援拠点の整備
概要	障害者の高齢化・重度化、「親亡き後」も見据えつつ、地域における課題の解決を目指す地域生活支援拠点を整備します。

(3) 多様な就労への支援

第3次 障害者計画	基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します 施策3-1 多様な就労への支援
重点事業	就労支援施設等からの物品調達
概要	本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

第3次 障害者計画	基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します 施策3-1 多様な就労への支援
重点事業	就労移行支援
概要	制度の周知や雇用に関する情報の提供を、関係機関との連携により実施します。

(4) 発達・療育支援環境の充実

第3次 障害者計画	基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます 5-1 発達・療育支援環境の充実
重点事業	⑨児童発達支援センターの設置
概要	障害の早期発見、早期療育支援を図る体制を整備するため、児童発達支援センターを設置します。

Ⅳ 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策

1. 訪問系サービス

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護 重度障害者等包括支援	実利用者数	人	247	254	261
	利用量	時間/月	4,200	4,400	4,600

【確保の方策】

- 関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増加に対応します。特にニーズの高い行動援護については、供給の拡大に努めます。
- 重度訪問介護は、療養介護利用者の外出や、帰宅時にも利用可能となったため、事業所や相談支援事業所と連携しながら利用可能な方に情報提供をしていきます。

2. 日中活動系サービス

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実利用者数	人	385	395	405
	利用量	人日/月	7,500	7,700	7,900
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人	6	7	8
	利用量	人日/月	36	42	48
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人	27	29	31
	利用量	人日/月	313	336	360
就労移行支援	実利用者数	人	11	12	14
	利用量	人日/月	143	156	182
就労継続支援 A 型 (雇用型)	実利用者数	人	70	75	80
	利用量	人日/月	1,351	1,448	1,544
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	実利用者数	人	260	270	280
	利用量	人日/月	4,732	4,914	5,096
⑧ 就労定着支援	実利用者数	人	3	5	10
短期入所	実利用者数	人	120	130	140
	利用量	人日/月	936	1,014	1,092
療養介護	実利用者数	人	30	30	30

【確保の方策】

- 生活介護は、重度の方が通所できる事業所の新規参入の促進や規模の拡大に努めます。
- 目標達成に向け、就労系サービスの提供体制の拡充に努め、一般就労への移行を推進します。
- 短期入所は、需要の増大が見込まれるため、事業所の新規参入の促進や規模の拡大に努めます。
- 利用者がサービスを適切に選択・利用できるための情報提供や移動手段的確保に努めます。

3. 居住系サービス

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
⑧ 自立生活援助	実利用者数	人	20	40	60
共同生活援助		人	185	195	205
施設入所支援		人	125	125	125

【確保の方策】

- 施設入所や入院からの地域移行を促進するため、グループホームの整備を進めます。
- 地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。

4. 相談支援

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数	人	1,150	1,200	1,250
地域移行支援		人	2	4	6
地域定着支援		人	1	3	5

【確保の方策】

- 広域で連携しながら、計画相談支援の実施体制の強化を図り、全ての対象者に対して適切にサービス提供できる体制の整備に努めます。
- 地域の連携の中核を担う基幹相談支援センターの体制強化を図っていきます。

V 障害児支援の見込量の推計と確保の方策

1. 障害児福祉サービス

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実利用者数	人	25	30	35
	利用量	人日/月	300	360	420
放課後等デイサービス	実利用者数	人	160	180	200
	利用量	人日/月	1,840	2,070	2,300
保育所等訪問支援	実利用者数	人	0	0	5
	利用量	人日/月	0	0	5
① 居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人	0	0	2
	利用量	人日/月	0	0	8
障害児相談支援	実利用者数	人	185	210	242

【確保の方策】

- 国が示すガイドラインに沿って適切にサービスが提供されるよう、県と連携し、事業所への指導等を強化していきます。
- 支援が必要な児童生徒の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

VI 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策

1. 必須事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	講座等の開催回数	3	3	3
自発的活動支援事業	補助金交付件数	6	7	8
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センターを含む)	実施か所	4	5	5
	相談件数	12,100	12,600	13,100
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	6	7	8
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣件数	134	138	142
介護・訓練支援用具	利用件数	10	10	10
自立生活支援用具	利用件数	22	22	22
在宅療養等支援用具	利用件数	46	46	46
情報・意思疎通支援用具	利用件数	50	50	50
排せつ管理支援用具	利用件数	4,000	4,050	4,100
住宅改修	利用件数	4	4	4
手話奉仕員養成研修事業	講座実施	有	有	有
	参加者数	25	25	25
	延登録者数	76	89	89
移動支援事業	実施か所	14	14	14
	利用人数	120	120	120
	利用時間	4,800	4,800	4,800
地域活動支援センター	実施か所	6	6	6
	利用人数	55	55	55

【確保の方策】

- 障害のある人及び家族からの相談に適切に対応できるよう、体制の整備に努めます。
- 相談支援専門員の確保と人材の育成を図り、相談支援体制の基盤強化に努めます。
- 手話通訳者については、市内在住の登録通訳者を増やすための方法や支援を進めています。
- 要約筆記者については、聴覚障害者はコミュニケーションの手段を文字に頼っている方が多いこと、その手段の1つとして要約筆記通訳があることを広めていきます。
- 利用者のニーズに応じた品目等の見直しを行い、適切な給付に努めます。
- 手話奉仕員として活躍できるよう関係機関と協力して、活動の機会を増やします。
- 利用者の状況に応じた支援が図られるよう、供給基盤の充実に努めます。
- 利用者の状況に応じた日中活動の場の確保を図ります。

2. 任意事業

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	22	22	22
	利用回数	1,363	1,363	1,363
日中一時支援事業	利用人数	141	150	160
	利用回数	8,050	8,613	9,205
社会参加促進事業	補助金交付件数	11	12	13
声の市報発行事業	配布実人員	24	26	28
成年後見制度普及啓発事業	パンフレット配布数	500	300	300
	講座実施回数	1	1	1
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	助成金交付件数	12	12	12

【確保の方策】

- 成年後見制度の周知が必要であることから、平成 30 年度から成年後見制度普及啓発事業を実施し、積極的な啓発に努めます。

○障害福祉サービス内容

事業項目		事業内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A 型（雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 B 型（非雇用型）	
	㊦ 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	

事業項目		事業内容
居住系サービス	㊦ 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障害者で一人暮らしを希望する方に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。
障害児福祉サービス	児童発達支援	身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。
	㊦ 居宅訪問型児童発達支援	医療の提供が必要な障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

○地域生活支援事業内容

（１）必須事業

事業項目		事業内容
理解促進研修・啓発事業		共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。 障害者等に対する理解を深めるための講座等を開催、差別解消のためのパンフレットの作成、ホームページ掲載等の広報活動を行います。
自発的活動支援事業		障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な活動を支援します。 平成 29 年度からの新事業であるため、障害者等団体や自発的活動支援を行う団体への周知等、制度の啓発を積極的に行います。
相談支援事業	障害者相談支援事業	相談支援事業所において、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障害者や精神障害者で判断能力が不十分な人について、財産管理や障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業		聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、個人及びグループに対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業		重度の身体・知的・精神障害者・難病患者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修の助成を行います。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害者等が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話奉仕員を養成するための 2 年間の講座を実施します。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター事業		地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供します。

(2) 任意事業

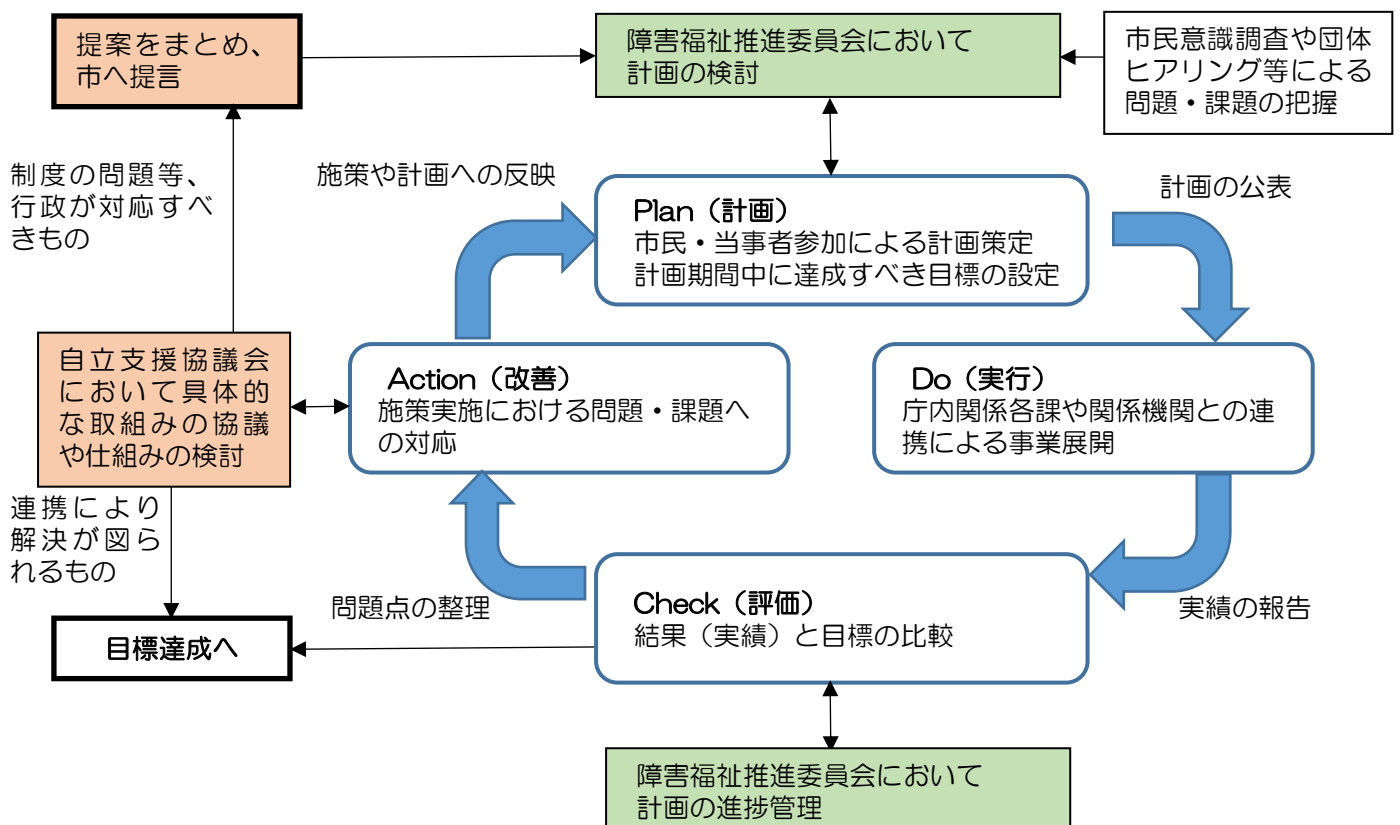
事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
声の市報発行事業	文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に対し、音声による声の市報を配布します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図ります。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、体制を整備します。(市虐待防止センターで実施)
知的障害者職親委託	更生援助に熱意を持つ事業経営者などに知的障害者を一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	就労等のための自動車運転免許の取得や自動車改造に要する経費を助成します。

Ⅶ PDCA サイクルによる進捗管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例

平成 29 年 9 月 28 日条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念と責務（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第 1 節 基本目標と施策の推進体制（第 8 条―第 11 条）

第 2 節 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり（第 12 条―第 16 条）

第 3 節 障害者からの相談等（第 17 条―第 19 条）

第 4 章 補則（第 20 条）

附則

全ての人が、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、私たちのまち石巻は、障害を理由とするあらゆる不当な差別をなくし、個人の尊厳を損なうあらゆる行為を許さず、障害のある人もない人も、地域社会において互いに支え合い、共に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

そのため、私たちは、石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例を、ここに制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な障害者施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において用いる用語の意義は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「差別解消法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）において用いる用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 差別解消法第 2 条第 1 号に規定する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者（行政機関等を除く。）をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。

第 2 章 基本理念と責務

（基本理念）

第 3 条 障害を理由とする差別をなくす取組は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳（以下「個人の尊厳」という。）が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活をするかの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見又は障害への理解不足から生じていることを踏まえ、全ての事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要があること。
- (5) 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

（市の責務）

第 4 条 市は、障害への理解を深める取組の促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせるまちづくりのための障害者施策（以下「障害者施策」という。）を、総合的かつ計画的に実施するものとし、必要に応じ、事業者及び市民との連携に努めるものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、第 3 条の基本理念に基づき、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行うものとする。

2 事業者は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、障害の有無にかかわらず、現に助けを必要としている人がいるときは、相互に助け合い、必要な配慮に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

(障害者への差別等の禁止)

第7条 何人も、障害者への差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為をしてはならない。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(以下「意思の表明」という。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第3章 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第1節 基本目標と施策の推進体制

(障害者施策の基本目標)

第8条 市は、障害者施策の実施に当たっては、次に掲げる基本目標を達成するよう努めなければならない。

(1) 共に支え合う市民意識の醸成

(2) 暮らしやすい福祉的支援体制の構築

(3) 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり

(4) 地域社会で共生できる環境づくり

(5) 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

(障害者計画等の策定)

第9条 市は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)を策定する。

(障害福祉推進委員会の設置)

第10条 市は、計画を策定し、推進するため、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会及び差別解消法第17条第1項に規定する協議会として、石巻市障害福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(障害者施策の計画決定過程への参画)

第11条 市は、障害者施策の計画決定過程において、障害者からの意見を聴く機会を設けるものとする。

第2節 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり

(共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等)

第12条 市は、市民が障害及び障害者への理解を深めることができるよう啓発活動を行うとともに、事業者や市民による自発的な研修その他の活動を支援し、地域社会において障害のある人もない人も共に生きる意識の醸成に努めるものとする。

(手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援)

第13条 市は、情報及び意思の疎通への配慮が必要な障害者に対する取組として、手話言語、点字、音声その他の手段による情報及び意思の疎通のための支援(以下「情報及び意思疎通支援」という。)の推進に努めるものとする。

2 市は、手話言語等の意思疎通手段の普及推進に努めるものとする。

3 事業者は、必要に応じ、情報及び意思疎通支援を行うよう努めるものとする。

4 市民は、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通による相互理解に努めるものとする。

(障害者の社会活動等への参加の機会の拡大と環境整備)

第14条 市は、障害者が地域社会で生活する上での制約や障害の特性を理解し、関係機関との連携により、障害者の社会活動やスポーツ・文化活動への参加の機会が拡大されるよう努めるものとする。

2 市は、障害者が社会参加する上で必要となる移動の手段、物理的環境の整備等に努めるものとする。

(障害者雇用の促進と就労定着への取組)

第15条 行政機関等及び事業者は、障害者の能力を正に評価し、適当な雇用の機会を確保し、適正な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努めるものとする。

2 市は、関係機関と連携し、障害者雇用の促進し、障害者の就労を定着させるための取組に努めるものとする。

(安心して暮らすための福祉的支援)

第16条 市は、後見的支援を要する障害者が、地域社会の中で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

2 市は、障害福祉サービスの提供及び地域生活支援事業を通じて、障害者の自立した生活のための

支援に努めるものとする。

- 3 市は、前2項の規定によるほか、障害者の日常生活及び社会生活の安定に資する適切な福祉的支援に努めるものとする。

第3節 障害者からの相談等

(障害者からの相談等への対応)

第17条 障害者、その家族、後見人その他の関係者又は事業者（以下これらを「相談者」という。）は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

- 2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる対応を行う。

- (1) 相談事案に対する助言、情報提供その他障害を理由とする差別の解消のために必要な支援
- (2) 相談事案の当事者その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整
- (3) 次項の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援

- 3 相談者は、前項第1号及び第2号の規定による市の対応によってもなお相談事案の解決が図られないときは、推進委員会に対し、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができる（相談者が、当該事案に係る障害者以外の者である場合であって、当該助言又はあっせんを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）。

(助言又はあっせん)

第18条 推進委員会は、前条第3項に規定する求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんをすることができる。

- 2 推進委員会は、前項の助言又はあっせんを行うために必要と認めるときは、相談事案の当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第19条 推進委員会は、市長に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- (1) 推進委員会が、前条第1項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者
- (2) 推進委員会が、前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは資料提出をした者

- 2 市長は、推進委員会から前項の規定による求めがあった場合において、必要と認めるときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 補則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

石巻市障害福祉推進委員会委員	勤務1日につき	9,500円	同
----------------	---------	--------	---

石巻市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行：平成30年3月 発行者：石巻市 編集：福祉部障害福祉課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 電話：0225-95-1111 FAX：0225-22-6610

E-mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/